

業務上疾病の関係法令

○ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抄）

（療養補償）

第 75 条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

② 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

○ 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）（抄）

別表第 1 の 2（第 35 条関係）

一 業務上の負傷に起因する疾病

二 物理的因子による次に掲げる疾病

- 1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
- 2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- 3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- 4 マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
- 5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害
- 6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病
- 7 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症
- 8 暑熱な場所における業務による熱中症
- 9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷
- 10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
- 11 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
- 12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
- 13 1 から 12 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病

- 1 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- 2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
- 3 さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振

動を与える業務による手指、前腕等の末梢^{しょう}循環障害、末梢^{しょう}神経障害又は運動器障害

- 4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
- 5 1 から 4 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病

四 化学物質等による次に掲げる疾病

- 1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
- 2 弗素^{ふっ}樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- 3 すず、鉍^び物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
- 4 蛋白^{たん}分解酵素^{そく}にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息^{ぜんそく}等の呼吸器疾患
- 5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息^{ぜんそく}等の呼吸器疾患
- 6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
- 7 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
- 8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
- 9 1 から 7 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）第 1 条各号に掲げる疾病

六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

- 1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
- 2 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ病、炭疽^そ病等の伝染性疾患
- 3 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
- 4 屋外における業務による恙^{つづが}虫病
- 5 1 から 4 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系^{しゅよう}腫瘍
- 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路^{しゅよう}腫瘍
- 3 四一アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系^{しゅよう}腫瘍
- 4 四一ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系^{しゅよう}腫瘍
- 5 ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん
- 6 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
- 7 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫^{しゅ}
- 8 ベンゼンにさらされる業務による白血病
- 9 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん
- 10 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫^{しゅ}、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
- 11 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系^{しゅよう}腫瘍
- 12 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系^{しゅよう}腫瘍
- 13 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
- 14 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 15 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 16 砒素^ひを含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物^ひを製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
- 17 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
- 18 1 から 17 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

八 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病

十一 その他業務に起因することの明らかな疾病

○ 労働基準法施行規則別表第1の2第4号に基づき、労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに労働大臣が定める疾病を定める告示（平成8年労働省告示第33号）（別紙）

○ 労働基準法施行規則別表第1の2第10号に基づき、労働大臣の指定する疾病を定める告示（昭和56年労働省告示第7号）

- 一 超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患
- 二 亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん
- 三 ジアニシジンにさらされる業務による尿路系^{しゅよう}腫瘍

○労働基準法施行規則別表第一の二第四号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する
単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに厚生労働大臣が定める疾病

(平成八年三月二十九日)

(労働省告示第三十三号)

化学物質		症状又は障害
無機酸及びアルカリ	アンモニア	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	塩酸(塩化水素を含む。)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕
	硝酸	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕
	水酸化カリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	水酸化ナトリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	水酸化リチウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ。)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	硫酸	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕
	鉍鉛等の金属ヒューム	金属熱
	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)	四肢末端若しくは口咽の知覚障害、視覚障害、運動失調、平衡障害、構語障害又は聴力障害
金属(セレン及び砒素を含む。)及びその化合物	アンチモン及びその化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、心筋障害又は胃腸障害
	塩化亜鉛	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	塩化白金酸及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	カドミウム及びその化合物	気道・肺障害、腎障害又は骨軟化
	クロム及びその化合物	皮膚障害、気道・肺障害、鼻中隔穿孔又は嗅覚障害
	コバルト及びその化合物	皮膚障害又は気道・肺障害
	四アルキル鉛化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又はせん妄、幻覚等の精神障害
	水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を除く。)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、振せん、歩行障害等の神経障害、焦燥感、記憶減退、不眠等の精神障害、口腔粘膜障害又は腎障害
	セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)	皮膚障害(爪床炎を含む。)、前眼部障害、気道・肺障害又は肝障害
	セレン化水素	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害又は気道・肺障害
	鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、造血器障害、末梢神経障害又は痴痛、便秘等の胃腸障害
	ニッケルカルボニル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は気道・肺障害
	バナジウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	砒化水素	血色素尿、貧血又は溶血性貧血
	砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)	皮膚障害、気道障害、鼻中隔穿孔、末梢神経障害又は肝障害
	ブチル錫すず	皮膚障害又は肝障害
	ベリリウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	マンガン及びその化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は言語障害、歩行障害、振せん等の神経障害
ハロゲン及びその無機化合物	塩素	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕
	臭素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は骨硬化
	沃素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物	一酸化炭素	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、昏睡等の意識障害、記憶減退、性格変化、失見当識、幻覚、せん妄等の精神障害又は運動失調、視覚障害、色視野障害、前庭機能障害等の神経障害
	黄りん	歯痛、皮膚障害、肝障害又は顎骨壊死
	カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は血管運動神経障害
	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、呼吸困難、呼吸停止、意識喪失又は痙攣
	二酸化硫黄	前眼部障害又は気道・肺障害
	二酸化窒素	前眼部障害又は気道・肺障害
	二硫化炭素	せん妄、熱うつ等の精神障害、意識障害、末梢神経障害又は網膜変化を伴う脳血管障害若しくは腎障害
	ヒドラジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	ホスゲン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	ホスフィン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は気道・肺障害
	硫化水素	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害、気道・肺障害又は呼吸中枢機能停止
脂肪族化合物	塩化ビニル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、中枢神経系抑制、レイノー現象、指端骨溶解又は門脈圧亢進
	塩化メチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、視覚障害、言語障害、協調運動障害等の神経障害又は肝障害
	クロロブレン	中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害又は肝障害
	クロロホルム	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は肝障害
	四塩化炭素	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は肝障害
	一・二ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害又は肝障害
	一・二ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
	ジクロロメタン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道・肺障害
	臭化エチル	中枢神経系抑制又は気道・肺障害
	臭化メチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、気道・肺障害、視覚障害、言語障害、協調運動障害、振せん等の神経障害、性格変化、せん妄、幻覚等の精神障害又は意識障害
	一・一・二・二テトラクロロエタン(別名四	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は肝障害

		塩化アセチレン	
		テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道障害又は肝障害
		一・一・一トリクロロエタン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は協調運動障害
		一・一・二トリクロロエタン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害又は気道障害
		トリクロロエチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、視神経障害、三叉神経障害、末梢神経障害又は肝障害
		ノルマルヘキサン	末梢神経障害
		沃化メチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、視覚障害、言語障害、協調運動障害等の神経障害、せん妄、躁状態等の精神障害又は意識障害
		アルコール、エーテル、アルデヒド、ケトン及びエステル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害又は粘膜刺激
		アクリル酸エチル	皮膚障害
		アクリル酸ブチル	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		アクロレイン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
		アセトン	中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道障害
		イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
		エチルエーテル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
		エチレンクロロヒドリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害、気道・肺障害、肝障害又は腎障害
		エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、造血器障害、振せん、協調運動障害、肝障害又は腎障害
		酢酸アミル	中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道障害
		酢酸エチル	前眼部障害又は気道障害
		酢酸ブチル	前眼部障害又は気道障害
		酢酸プロピル	中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道障害
		酢酸メチル	中枢神経系抑制、視神経障害又は気道障害
		ニシアノアクリル酸メチル	皮膚障害、気道障害又は粘膜刺激
		ニトログリコール	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、狭心症様発作又は血管運動神経障害
		ニトログリセリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は血管運動神経障害
		ニヒドロキシエチルメタクリレート	皮膚障害
		ホルムアルデヒド	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		メタクリル酸メチル	皮膚障害、気道障害又は末梢神経障害
		メチルアルコール	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、視神経障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		メチルブチルケトン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は末梢神経障害
		硫酸ジメチル	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	その他の脂肪族化合物	アクリルアミド	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、協調運動障害又は末梢神経障害
		アクリロニトリル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		エチレンジアミン	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は腎障害
		エチレンジアミン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		エピクロヒドリン	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は肝障害
		酸化エチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、造血器障害又は末梢神経障害
		ジアゾメタン	気道・肺障害
		ジメチルアセトアミド	肝障害又は消化器障害
		ジメチルホルムアミド	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、気道障害、肝障害又は胃腸障害
		ヘキサメチレンジイソシアネート	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		無水マレイン酸	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		イソホロンジイソシアネート	皮膚障害又は気道障害
		シクロヘキサノール	前眼部障害又は気道障害
		シクロヘキサノン	前眼部障害又は気道障害
		ジシクロヘキシルメタン-四・四'-ジイソシアネート	皮膚障害
芳香族化合物	ベンゼン及びその同族体	キシレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
		スチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、視覚障害、気道障害又は末梢神経障害
		トルエン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
		パラ-tert-ブチルフェノール	皮膚障害
		ベンゼン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は再生不良性貧血等の造血器障害
	芳香族炭化水素のハロゲン化合物	塩素化ナフタリン	皮膚障害又は肝障害
		塩素化ビフェニル(別名 PCB)	皮膚障害又は肝障害
	芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体	ベンゼンの塩化物	前眼部障害、気道障害又は肝障害
		アニシジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
		アニリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
		クロルジニトロベンゼン	皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
		四・四'-ジアミノジフェニルメタン	皮膚障害又は肝障害
		ジニトロフェノール	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、代謝亢進、肝障害又は腎障害
		ジニトロベンゼン	溶血性貧血、メトヘモグロビン血又は肝障害
		ジメチルアニリン	中枢神経系抑制、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血

その他の芳香族化合物	トリニトロトルエン(別名 TNT)	皮膚障害、溶血性貧血、再生不良性貧血等の造血器障害又は肝障害
	二・四・六-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	トルイジン	溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	パラ-ニトロアニリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、溶血性貧血、メトヘモグロビン血又は肝障害
	パラ-ニトロクロロベンゼン	溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	ニトロベンゼン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	パラ-フェニレンジアミン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	フェネチジン	皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	クレゾール	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	クロロヘキシジン	皮膚障害、気道障害又はアナフィラキシー反応
	トリレンジイソシアネート(別名 TDI)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	一・五-ナフチレンジイソシアネート	前眼部障害又は気道障害
	ビスフェノール A 型及び F 型エポキシ樹脂	皮膚障害
	フェニルフェノール	皮膚障害
	フェノール(別名石炭酸)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	オルト-フタロジニトリル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は意識喪失を伴う痙攣
	ベンゾトリクロライド	皮膚障害又は気道障害
	無水トリメリット酸	気道・肺障害又は溶血性貧血
	無水フタル酸	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名 MDI)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	四-メトキシフェノール	皮膚障害
	りん酸トリ-オルト-クレジル	末梢神経障害
	レゾルシン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
複素環式化合物	一・四-ジオキサン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害又は気道・肺障害
	テトラヒドロフラン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は皮膚障害
	ピリジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
農薬その他の薬剤の有効成分	有機りん化合物(ジチオリン酸 O-エチル=S・S-ジフェニル(別名 EDDP)、ジチオリン酸 O・O-ジエチル=S-(二-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン)、チオリン酸 O・O-ジエチル=O-二-イソプロピル-四-メチル-六-ピリミジニル(別名ダイアジノン)、チオリン酸 O・O-ジメチル=O-四-ニトロ-メタ-トリル(別名 MEP)、チオリン酸 S-ベンジル=O・O-ジイソプロピル(別名 IBP)、フェニルホスホノチオン酸 O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル(別名 EPN)、りん酸二・二-ジクロロビニル=ジメチル(別名 DDVP)及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル(別名プロバホス))	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、意識混濁等の意識障害、言語障害等の神経障害、錯乱等の精神障害、筋の線維束攣縮、痙攣等の運動神経障害又は縮髄、流涎、発汗等の自律神経障害
	カーバメート系化合物(メチルカルバミド酸オルト-セコンダリーブチルフェニル(別名 BPMC)、メチルカルバミド酸メタ-トリル(別名 MTMC)及び N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミド酸 S-メチル(別名メソミル))	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、意識混濁等の意識障害、言語障害等の神経障害、錯乱等の精神障害、筋の線維束攣縮、痙攣等の運動神経障害又は縮髄、流涎、発汗等の自律神経障害
	二・四-ジクロロフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル(別名 NIP)	前眼部障害
	ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)及びエチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ))	皮膚障害
	N-(一・一・二・二-テトラクロロエチルチオ)-四-シクロヘキセン-一・二-ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)	皮膚障害又は前眼部障害
	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	二塩化一・一-ジメチル-四・四-ビピリジニウム(別名パラコート)	皮膚障害又は前眼部障害
	パラ-ニトロフェニル=二・四・六-トリクロロフェニル=エーテル(別名 CNP)	前眼部障害
	ブラストサイジン S	前眼部障害、気道・肺障害又は嘔吐、下痢等の消化器障害
	六・七・八・九・一〇・一〇-ヘキサクロロ一・一・五・五 a・六・九・九 a-ヘキサヒドロ六・九-メタノ-二・四・三-ベンゾジオキサチエピン三-オキシド(別名ベンゾエピン)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、意識喪失等の意識障害、失見当識等の精神障害又は痙攣等の神経障害
	ペンタクロロフェノール(別名 PCP)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は代謝亢進
	モノフルオル酢酸ナトリウム	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、不整脈、血圧降下等の循環障害、意識混濁等の意識障害、言語障害等の神経障害又は痙攣
	硫酸ニコチン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、流涎、呼吸困難、意識混濁、筋の線維束攣縮又は痙攣

備考 金属及びその化合物には、合金を含む。

